

リスク分担表

項 目	内 容	リスク分担	
		函館市	借受者
第三者への賠償	借受者の責めに帰する理由によるもの		○
	上記以外のもの	○	
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの	○	
	経年劣化以外の損傷で1件あたり維持修理費用50万円未満		○
	〃	50万円以上	○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		○
施設・設備の日常的管理(保守・点検, 保安警備・清掃・除排雪)	浮棧橋・駐車場・通路・ボートヤード・陸揚場・メンテナンスヤード・占用許可水域 フェンス・門扉・照明灯・標識灯・給水施設等		○
ユーザー及び周辺地域への対応	今後の施設整備, 管理運営に対するユーザーの要望等に関するもの	○	
	荒天時の気象・海象情報の施設利用者への連絡		○
	マリーナ施設利用に関わりユーザーや周辺地域からの苦情や要望に関するもの		○
不可抗力	天災・暴動等不可抗力によるもの	○	
使用期間終了時	借受者が使用(契約)期間を終了した際, または使用が取消された際の撤収に関するもの		○